慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法四一〇〕 商法二五一条による裁量棄却がなされた事例 (高松高裁平成四年六月二九日判決)
Sub Title	
Author	池島, 真策(Ikeshima, Shinsaku) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2001
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.74, No.4 (2001. 4) ,p.99- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-20010428-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

は出席株主の親族であること、

判 例 研 究

(商法 四一〇 商法二五一条による裁量棄却がなされた事例

√金融・商事判例二三頁・判例タイムス七九八号二四四頁平成四年六月二九日第二部判决||高松高裁平三(ネ)第二八五号、株主総会決議無効確認| 株主総会決議無効確認等請求控訴事件

は、 れにつき株主から異議が述べられたことはないこと、 設立以来適法な取締役会や株主総会が開かれておらず、 総会決議に際し反対の意思を表明したものの、

きである。

関係のもとにあっては、

右総会決議の取消請求は棄却すべ

[参照条文]

招集されなかった株主は

商法二三一条、二三二条、二四七条一

項 <u>二</u> 五

条

Y社は昭和四四年に設立された電気工事の設計及び施工、

99

事 実

法定の招集手続を経ておれ

ば決議の内容が変わっていたとはいい難いこと、会社では

○・六二パーセントに過ぎないこと、招集されなかった者

九・三八パーセントに当たり、

総会に出席した株主の保有株式の合計は発行済株式の約九

二三一条、二三二条一項、二項に違反する瑕疵があるが、 せられないまま開催された株主総会の招集手続には、 し会議の目的たる事項を記載した書面により招集通知も発

商法

総会議事録に出席取締役として押印していること等の事実

結局

原告 は

〔判示事項〕

株主総会招集のための取締役会決議がなく、各株主に対

った。 手続を踏んだ取締役会や株主総会が開催されたことはなかA・B・Xの三名が協議して行い、法律及び定款に定める会社経営の重要事項の決定は設立当初からの役員である

電気機器の販売を目的とする株式会社であるが、

設立以来、

株、E一株をそれぞれ保有していた。なお、ス゚はス゚の、七九一株、Cが二四二六株、Fが六七株、ス゚とDが各六六総数は三万二○○○株で、ズが九七九二株、AとBが各九本件決議が行われた昭和六一年当時のY社の発行済株式

ま職務を執行していた。 その任期満了後も新取締役が選任されることなく、そのまえは昭和五五年一二月二八日Y社の取締役に就任したが、

・EはAの、FはBの家族(妻子)である。

A・B・Xの三名の協議によるY社の経営は全く機能しな求をしたことを契機に、XとAの対立は決定的となり、Xが、会社の資金繰りのため担保提供されていすに至り、Xが、会社の資金繰りのため担保提供されていた、A・Bとの共有土地に設定した根抵当権の元本確定請た、A・B・Xの三名の協議によるY社の経営は全く機能しなり、Y社においては、昭和五五年以降次第に業績が悪化し、Y社においては、昭和五五年以降次第に業績が悪化し、

くなった。

議の内容を記載した臨時株主総会議事録が作成され、ス「もれ、兄もの内容を記載したいので、気に辞任を追り、他の出席者に反対してが、A・B・Cは、ス「の取締役としての任期は昭和五七年一○月三一日で満了しているとして、取締役に反対したが、A・B・Cは、ス「の取締役としての任期は昭の五七年一○月三一日で満了しているとして、取締役においるといる。

取消請求を裁量棄却すべきであるとして、一審判決を取り、X・X。は本件決議に瑕疵があるとして、その取消を求めて本訴を提起し、一審判決はX」らの本訴請求を認めたためて本訴を提起し、一審判決はX」らの本訴請求を認めたため出席取締役として右議事録に押印した。

[判旨]

消したうえ、

右請求を棄却した。

て A

要求したことはなく、

加えて、

被控訴人Xは、

同年四月頃

記載した招集通知を発送しなければならない

議を述べ、法律及び定款に従った招集手続を踏むべき旨を

被控訴人Xをはじめ前期役員はもとより他の株主が異

B及び被控訴人Xの三名の協議で行われ、これに対

してい ないものといわざるを得な

からAと対立し、

示していたもので、本件決議に際し、反対の意思を表明

自ら控訴会社の経営から手を引く意向

Ⅹ、A、B及びCの保有株式の合計は三万一八○○株であ かしながら、 本件総会に出席した株主である被控訴人

他方招集されなかった株主は被控訴人X(持株数六六株)、 って、発行済株式の約九九・三九パーセントにあたること、

であって、その持株数の合計は二○○株、発行済株式数の Е (同一株)、D(同六六株)及びF(同六七株)の四名

招集通知を受けなかったことにより右株主らの利益 ○・六二パーセントにすぎず、しかも右の者のうちス゚はスト E及びDはAの、FはBの各親族(妻子)であるから、 並が損な

を経て招集された場合には、Xが本件総会で行使しなかっ た累積投票請求権を行使することはにわかに断じ難く、 われたとは認められないこと、仮に本件総会が法定の手続

たがって、 株主総会が開催されたことはなく、 設立以来法律及び定款に従った招集手続を経て取締役会や っていたとはいい難いこと、 法定の招集手続を経ておれば決議の内容が変わ しかも、 会社の意思決定はすべ 控訴会社においては、

> 手続に関する瑕疵は、本件決議を取り消さなければならな 締役として押印したことの事実関係に照らすと、 たものの、結局は決議内容を記載した総会議事録に出席取 の取消を求める被控訴人らの請求は理 に影響を及ぼすものとも認められ いほどの重大な瑕疵と認められず、 そうすると、 総会招集手続の瑕疵を理 ない かつ、 亩 がない。 由として本件決議 本件決議の結果 前期招 集

研 究

求を棄却すべきか否かについて一審と二審で判断が分か 本判決は、 招集通知漏れがあった場合に、 決議 取消 n

たものである。

ったかもしれないが、 本件は、実質的には全員出席総会という構成も可能であ 判旨はそこまで認定はしていない

会日の二週間前までに、 場所・議題などを決定し で、本判決にそって検討していくことにする。 株主総会・臨時総会は、 会議の目的たる事項である議題を (商二三一条)、代表 取締役会が総会開催 取

締

役 Ħ 時

0

(商二三二

従って株主総会招集のための取締役会が開かれ、その決議

本件では、

裁判所

ŧ

「本件総会は、

法律及び定款に

二年)二〇一頁以下、宮島司『会社法概説 七頁、 成一二年)二一一頁参照)。本件の場合であるが、 在(二五二条)となる(鈴木竹雄 うな場合には ことが前提である 法令違反がある場合は、 手続に瑕疵があることを認めている。そうした招集手続の 件を満たしていないものといわざるを得ない。」として、 招集手続は、 載した書面により招集通知を発した上で開かれたものでな く重大で、 夫・竹内昭夫編 『新版注釈会社法 となるはずである。これは、 いことが認められるから、 により代表取締役が各株主に対し会議の目的たる事項を記 し、総会決議が事実上存在せず、 ル[第六版]会社法1』 一七四頁、 今井宏「二四七条」服部榮三編『基本法コンメンタ 法律上は総会決議が存在すると認められ 商法二三一条、二三二条一項、二項の手続要 (横浜地判平元・一・一九参照)、決議不存 田邊光政 (岩原紳作 商法二四七条一項一号の取消事由 『会社法要説 その限りでは、 (平成一○年) 二九三頁)。 通常一応総会が存在してい 「二四七条」上柳克郎・ または手続的瑕疵が著し (5)』(平成七年)三一 『新版会社法』 [第六版]』 本件株主総会の [第二版]』 爭 爭 当日集 ない 成 成三 しか 鴻常 -罕 ょ る

三号

等)。

一部の学説では、

総会招集通知のなかった株式数

決議取消事由になるだけとい

. う

株主数が非常に多くても、

鴻・竹内編『新版注釈会社法(5)』(平成七年)三九八頁 とが困難な場合も少なくない 在とすべき場合の下限は決議取消事由に著しく接近するこ 取消事由に相当する場合と同一線上にあるので、 べきであったのではないか。 ないのである。 いなかったのである。そうであるならば、 まった者(九九・三八%) すなわち、 にも、 本件は全く招集通知がだされ 確かに、決議不存在は、 (小島孝「二五二条」上柳 実は招集通知 決議不存在 はい 決議不存 って 決議

知が全くない(あるいは同視できる) 適正な運営というものを確保するという観点から、 めの事前準備の機会の保障として重要であり、 出席の機会を保障することと、 (一三事件評釈) 六六頁)。 らないで招集した株主総会の決議の効力」 見解がある(菱田政宏「代表取締役が取締役会の決議 (昭三三年) 六一頁、 しかし、 同『商事判例研究三〇年 総会での意思決定を図 招集通知は株主に総会 場合には、 ジュリスト一六 株主総会の 招集通 るた 度

えるとしても、 仮に、 本件のように決議取消や裁量棄却 本判決の判旨に理論的問題があるのではな の問題として考

在

の原因となると考える。

法改正で新設されたものである。

昭和一三年改正による旧

版

現行法の裁量棄却の規定は、

昭和

五六年の商

かと思わ れる。 以下でその点について、 検討していくこ

ことを根拠に、本件総会決議取消請求を商法二五一条によ 本件判決によれば、 が重大でなく、 法が法令または定款に違反がある場合でも、 ぎないもののように読める(春田博「本件判例解説」法学 大性の判断は、 斟酌するものであるということができ、判決中の瑕疵の重 条の適用に際し、主として違反事実の決議への影響のみを なかったこと、⑤総会議事録に出席取締役として押印した ④手続違反が恒常化していたことと、これに対する異議 合といえども決議内容が変わったという蓋然性がないこと 分割合がわずかであること、②株主間における親族関係を して、裁判所は決議取消の訴えを棄却できるとしている。 って裁量棄却した。 もとに利益が損なわれなかったこと、 ミナー四六三号(平成五年)五一頁)。 商法二五一条は、 結局のところこの点の結論を追認するにす かつ決議に影響を及ぼさないことを要件と ①招集通知欠缺により影響を受ける持 本判決の構造からすると、 株主総会決議の招集手続または決議方 ③手続を履践した場 違反する事実 商法二五 が

> て解釈が対立していた。 も合理的な範囲において請求を棄却できるか否かをめぐっ れた。しかし同条の削除後も、 などの批判を受けて、 商法二五 一条は、 裁判所の裁量権が自 昭和二五年の商法改正により削除さ 判例では、 決議取消事由がある場合で 瑕疵が決議の結果に影 由 かつ公汎に過ぎる

和四六年三月一八日)、などがある(岩原紳作「二五一条」 を基準としたもの(最判昭和四四年一二月一八日、 基準としたもの(最判昭和三一年一一月一日)、その双方 最判昭

月二八日、

昭和五五年六月一六日)、

瑕疵が軽微か否か

月二○日、最判昭和三七年八月三○日、最判昭和四二年九

響を及ぼすか否かを基準にしたもの

(最判昭和三〇年一〇

疵が軽微でかつそれが決議の結果に影響を及ぼさないと認 三七三頁以下参照)。判例や学説が一致していた点は、「瑕 上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫編『新版注釈会社法 (5)』

和四六年三月一八日の判決をもとに現行法の二五一条が設 うことである。こうした判例や学説をもとに、特に最判昭 められる限り、 裁判所は決議取消請求を棄却できる」 とい

和五八年)一三四頁、北沢正啓『改正株式会社法解説 一八〇頁。他に、 (昭和五七年) 六四頁、 竹内昭夫 『改正会社法解説 青竹正一「違法決議の是正 新版 韶 けられたという(稲葉威雄

『改正会社法』 (昭和五

七年)

103

決議の結果に影響を及ぼさないと認められるようなときで

程度から見て重大な瑕疵がある場合には、

その瑕

(疵が

判決は、「株主総会招集の手続またはその決議の方法に性 五八年)一一一〜一一二頁など)。その最判昭和四六年 九七頁、 裁量棄却 元木伸 上柳克郎ほか編 『改正商法逐条解説 『会社法演習Ⅱ』 〔改訂増補版〕』 (昭和 (昭和

Ŧ.

八年

株主及び会社の利益を保護しようとしている商法の規定の を厳格に規制して株主総会の適正な運営を確保し、もって、 しめることは、 の請求を棄却し、 結果に影響を及ぼさないとの理由のみをもって、 ……重大な瑕疵がある場合にまで、単にその瑕疵が決議の 裁判所は、 株主総会招集の手続またはその決議の方法 決議取消の請求を認容すべきであって、 その決議をなお有効なものとして存続 決議取消 せ

例がある。 えないが、 することを認め、 承認決議は商法一 びその た判例で、 和五六年改正以降、現行二五一条の適用が問題となっ 附属明細書は監査役の実質的監査を受けておらず、 当期利益処分案の承認決議につき、 裁量棄却を認めたものとしては以下のような判 一八一条二項、 右瑕疵は一般論として軽微なものとはい 監査特例法一二条等に違反 計算書類及

監査役である原告自身が実質的な監査を行おう

た

趣旨を没却することになる」、としていた。

る大株主は右処分案に異議なく賛成しており、 だしたこと、 とすれば容易に実行できたのに自ら瑕疵ある状態をつくり 利益処分案は、 会社の議決権の過半数を占め 前記瑕 疵

項の 締役の選任に関する権利が害されたともいえないこと、 に取消原因が存在しないこと、株主の株主総会あるいは取 る場合、決議の方法が違法であることを認めたが、 決議に影響を及ぼすとは認められないとして裁量棄却した (東京地判昭和六〇年三月二六日)。また、 「会議ノ目的タル事項」と選任取締役の員数を異にす 商法二三二条二 右以外

として、 Ų て、 るとはいえず、 どの事情といいがたいことを総合勘案し、 違反は右決議により選任された取締役の選任を左右するほ 決議取消の裁量棄却になじまないとして反対する意見 裁量棄却を認めた(東京高判平成三年三月六日。 加藤修「東京高判平成三年三月六日評釈」法学研 かつ決議に影響を及ぼすものではないとし 重大な瑕疵 ただ があ

り、 会社は金額を明 ある。 逆に裁量棄却は認められないとしたも (東京地判昭和六三年一月二八日)。また、 右説明義務違反は重大であるとして裁量棄却を拒絶し 退職慰労金に対する説明拒絶には正当な理由 示しない場合にも一定限度で説明 のは以 発行済株式 行の 義務 があ 0)

究七○巻三号(平成九年)一一○頁)。

したうえで、「決議の影響」

例の多くは、

少なくとも

「瑕疵の重要性」

について検

<u>ٽ</u> °

を検討しているようである。

した ŋ 主総会における決算報告書承認決議には、 二五一条により本件決議の取消請求を棄却することはでき うな規定の趣旨に照らせば、 ができるようにするためであると解されるところ、 案に反対の株主が会社に対し株式の買取りを請求すること 知に営業譲渡の要領の記載を欠く場合の決議に対して、 定により本件決議の取消請求を棄却することはできない 議に影響を及ぼさなかったともいえず、商法二五一 がとなえられなかった等の事実を考慮に入れても、 違法があるところ、総会に出席した株主数や招集地に異議 本店所在地又はこれに隣接する地に招集しなかったという 量棄却が争われた事例では、 適法な招集地に招集しなかった株主総会決議の違法性と裁 の違法が重大でないといえないことは明らかであるから、 裁量棄却を否定した(京都地判平成元年四月二〇日)。 かつ決議の結果に影響を及ぼし得たかも知れない とした (最判平成五年九月九日)。 (最判平成七年三月九日)。 本件株主総会の招集手続の前 定款に特別の定め さらに、株主総会招集通 重大な瑕疵があ いがない このよ 条の規 本件決 とし のに 議 بح

> 本件判 検討がなされていない。 の斟酌によって判断しているが、 ついて検討されるべきではなかったかと思われ 瑕疵の重要性という要件に対して、 決は、 前述したように主に手続違反の それ故、 瑕疵 本件においてもその点に 具体的にはい の重要性に 実質 ついては 的 か なる

総数の

Ó

五分の一

弱を有する者に招集通知を発しなか

っ

た株

昭夫編 二八一頁、 判所の裁量棄却」『会社法の諸問題 八年) 五頁 訴と裁量棄却」 決めるべきだとしている 集または決議の方法に関する法令・定款の規定により株主 基準によるかという問題がある。 に保障している利益が、侵害されているかどうかによっ 九~五〇頁、 五二一頁、 菱田政宏「批判」法学協会雑誌七五巻四号 『新版注釈会社法 (5)』 岩原紳作「二五一条」上柳克郎・鴻常夫・竹内 竹内昭 鈴木竹雄他編 大隅健一郎「株主総会決議取消の訴と裁 夫 判例 (豊崎光衛「株主総会決議取 『商法演習Ⅲ』(昭和三八年 商法』 (平成七年) 三七八頁 多くの学説は、 〔新版〕』 韶 和 (昭和 五一年)二〇 総会の (昭和 $\mathcal{F}_{\mathbf{L}}$ 八年) 消

四

て事前準備が必要であるし、 主総会で本人自身が関わってくる取締役の選・ あるから、 招集通知は、 この意味で、 株主に出席と準備の機会を保障するためで 本件のXやXにとっては株 ましてはNにとっては本件株 解任とい 主とし

商事判例二五頁三段目、 したのか判決理由のなかからでは判明できないが(金融 て必要であろう。 A は X、1 判例タイムズ七九八号二四五頁四 B及びCをいかなる意味で招集

ことなので、

尚更議題の書かれた招集通

知は事前準備とし

段目)、Xにとっては取締役の選・解任という利害をもつ 運営というものを確保するという観点から株主総会招集の ないような、不意打ち的なものである。株主総会の適正な 重大事項に対して、株主及び取締役として事前準備ができ

手続を厳格にしなければならない。もちろん、

取締役は何

る。

ては当然予想がつくし、予想しなければならないからであ を経た株主総会であるなら取締役の解任ということについ 株主総会においてのみ解任されうるし、そうした法定手続 時にても株主総会の決議をもって解任することはできるが (商二五七条一項本文)、そうであっても法的手続きを経た

る(ただし、正当の事由なくして任期満了前に解任したと

という利益が害されており、 本件では株主という立場から、 どうか考えなければならない点ではあるが)。少なくても、 項但書)、 解任によって生じた損害賠償を請求できるので(同 総会決議取消の裁量棄却になってしまうか 株主に保障しようとしている 株主総会に対する事前準備

利益が侵害されていると考えられるので、

「瑕疵が重要で

の利益というものを考慮すべきではなかったのかと考える について検討をしていない本件判示には疑問があるし、 ない」ともいえない。このように考えると、 瑕 疵の重要性

集通知の欠缺により影響を受ける持分割合がわずかである 決議に影響を及ぼさない」という点である。本件では、 三次に、 商法二五一条のもう一つの要件である「瑕

招

こと、 ったという蓋然性がないこと等を中心的根拠に判示してい 及び手続を履践した場合といえども決議内容が変わ

証すれば、 瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさなかったことを会社が立 くの学説が、 「瑕疵が決議に影響を及ぼさない」という要件に対して多 決議取消請求は棄却されるべきであるとした 瑕疵と決議の間に

因果関係の必要性をもとに、

太郎『会社法概論・下』(昭和三〇年)三七六頁、 (松本烝治『日本会社法論』(昭和四年)二七二頁、 石井照 田中耕

概論』 論・中』(昭和五八年)六四頁、 久『株主総会の研究』(昭和三三年)二二六頁) 『理論と解釈』 (昭和四三年) 一九九頁、 (昭和三四年) 一二二頁、 今井宏「株主総会の決議 大隅健 松田二郎 郎 『全訂会社法 竹田

取消の訴と裁判所の裁量棄却」 (昭和四○年)五頁)。これに対してこの多数説に反対する 大阪府大経済研究三八

頁 開く意義は失われてしまいかねない 数の数え間違い 手続を著しく不公正にしたときに取消原因となる等)、 主や代理人資格のない者による議決権行使 防止できるであろう。ではいかなる場合かというと、 六二年) 一八七頁)、こうした多数派支配における弊害は 主総会決議取消の訴と裁量棄却」『株主総会の理論』(昭和 は足りず、 の結果に事実上影響を及ぼさなかった蓋然性があるだけで 説」法学セミナー四六三号五一頁)。 社法(5)』(平成七年)三七七頁、 される危険がある、と指摘する。こうなると、株主総会を は決議の成立に関していかなる不適法も許されることにな 説のように考えると、多数派支配が確立されている場合に 『判例商法』(昭和五一年)二〇二~二〇三頁、今井宏 :明確でなければならないとする説であれば `是正と裁量棄却」『会社法演習Ⅱ』 株主の総会への 岩原紳作「二五二条」上柳・鴻・竹内編 と同視できる場合で、 瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさなかったこと (議長が投票数の計算間違えをした場合な 出席・質問・意見表明などの権利が害 違法投票を除いても決議が有効 春田博「本件判例解 (青竹正一「違法決議 (昭和五八年) 一〇〇 しかし、 (彼らの言動が 『新版注釈会 瑕疵が決議 (竹内昭夫 非株 株 票

六頁)。

他方、会議の目的の記載欠缺や招集期間の不足など議

阪府大経済研究三八号五頁、 今井宏「株主総会の決議取消の訴と裁判所の裁量棄却」大 却すべきことになろう がなく、 に成立していたと認められ 六日評釈」 ~二〇三頁。 取消事由が存在しなかったとして、 税経通信五六四号 同旨、 栗山徳子 (竹田省 る場合のみ、 竹内昭夫『判例商法』二〇二 「東京地判昭和六〇年三月1 (昭和六一年) 二五五~二五 『理論と解釈』一二二頁 決議の結果に影 取消請求を棄

ŧ

は

株主総会の手続の適法性を重要視するので、

多数

1』二〇二頁、 却」大阪府大経済研究三八号七頁、 証が原則として不可能といえるため、 成立手続の瑕疵は、 たとして棄却することはできないことになる 一頁、今井宏「株主総会の決議取消の訴と裁判所の裁量 判例批評」法学協会雑誌七五巻四号(昭和三三年)五二 大隅健一郎 決議の結果に影響がなかったことの立 『会社法の諸 竹内昭夫 決議に影響が 問題 判例 (菱田 新 版 な 商 政 か

いということから、瑕疵が決議の結果に影響を及ぼさなかした場合といえども決議内容が変わったという蓋然性がな響を受ける持分割合がわずかであること、及び手続を履践本件について検討すると、本件は招集通知欠缺により影

八一頁)。

ば 事例であり、Xのような利益を無視するようなことになれ 三号五一頁)。まさに本件は多数派支配が確立されていた ら多数で決議が成立し得たといったとしても、とりわけ臨 を欠いており、議事成立手続の瑕疵がある。それ故、 はなかろうか 時株主総会におけるXの利益への配慮を無視できないので 会を開催するにあたっては取締役会決議と招集通知の双方 たといえない 決議の成立に関していかなる不適法も許されることに 株主の権利が害される危険があり、株主総会を開く (春田博「本件判例解説」法学セミナー四六 わけではない。 しか Ų 本件は臨時株 くり 主 総

がある。 違反事実の決議への影響のみを斟酌した本件判決には疑問 て考えるにしても、 は確かである。 不存在とすべき場合の下限は決議取消事由に著しく接近す 決議取消事由に相当する場合と同一線上にあるので、 とも書いてない。 はなかったのか。本件が、決議取消や裁量棄却の範囲とし がとられずに行った総会の決議は、 ることが困難な場合も少なくない 会決議不存在(商二五二条)のはずである。決議不存在は ないのではないかと考える。そうであるなら、本来は総 鴻·竹内編『新版注釈会社法 以上のことから、 しかし、本件のようにまったく招集手続き それゆえ、 商法二五一条の適用に際し、主として 本件株主総会を裁量棄却したこ 本来は株主総会自体存 (小島孝「二五二条」上 (5)』三九八頁) こと 本来不存在とすべきで

二五一条の要件をみたさないので、裁量棄却できないことうした理論構成でいくと、「瑕疵の重要性」という点から「瑕疵の重要性」をも考慮すべきであったと思われる。そ「瑕疵が決議に影響を及ぼさない」という要件の以前に、によって押し進めるべきではないと思われる。それ故、によって押し進めるべきではないと思われる。それ故、

という意味でも、

意義は失われてしまいかねない。全員出席総会は別として

法が要求している手続に従った株主総会を開催させる

少数株主の利益というものを多数派理論

になる。

(まったく出されていない)、

代表取締役が株主総会を開く

本件は九九・三八%にも招集通知は

出さ

れて

ζj

な

池島 真策

の判決には反対である

108